

甲は、本契約の有効期間中および本契約終了後も、乙に対して通知をすることなく、応募者と直接連絡を取ってはならない。ただし、採用者については、乙への通知は不要とする。

第7条 差別的取扱いの禁止

甲は、第5条第1項に定める選考の際、乙が紹介した応募者を人種、国籍、民族、信条、性別、社会的身分、門地、従前の職業、労働組合の組合員であることその他属性により差別的に取り扱ってはならない。

第8条 応募書類の作成責任

甲は、履歴書・職務経歴書その他の応募書類について、応募者が作成するものであり乙はその補助をするのであり、その内容の真実性、正確性については当該応募者が責任を負うことを理解する。また、乙は、応募書類に基づく雇用契約等の締結可否の判断は、紹介先企業の責任において行うことを理解する。

第9条 対価

甲は、紹介先企業が応募者と雇用契約等を締結することを決定した場合、別紙1及び別紙2のとおり手数料の支払義務を負う。

2. 乙は、前項の金銭の支払先を乙またはその他の口座に指定することができる。

第10条 返戻金

乙は、紹介先企業にて勤務開始した採用者が、明らかに当該採用者の責による解雇もしくは契約解除、または当該採用者が自己都合によって退職または契約解除した場合、かつ、その解雇、退職、契約解除日が勤務開始後6ヶ月以内である場合、同様の日本語レベルかつ同様の学歴の人材を、甲に対して無償で紹介する。

2. 仮に甲が前項の対応を拒否した場合は、乙は甲と紹介先企業との間で定める返戻率と同率を、別紙1のとおり受け取った手数料に乗じて甲に返金する。

第11条 内定取消

雇用契約等を締結した採用者が、紹介先企業の都合で内定を取り消しとなった場合、または、雇用契約等締結後12ヶ月以上を経過しても紹介先企業の都合で勤務開始できない等、内定取消と同様と見なすことができる場合、乙は、当該採用者の逸失損益の賠償として、1人あたり10万円（税別）を甲に請求することができる。但し、甲はその全額を紹介先企業に請求し、甲が紹介先企業から本支払いを受け取らない限り、甲は乙に対する支払いの義務はなく、乙は受領した全額を当該採用者に支払うものとする。

第12条 勤務開始後の採用者に対するサポート

採用者に対する紹介先企業での勤務開始後の種々のサポートについては、甲が行うことを基本とするが、甲が希望した場合に限り乙が対応するものとする。その際、甲は当該サポートを希望する旨を書